

一般国道 401号 改築工事（群馬県利根郡片品村大字土出地内）及びこれに伴う
附帯工事に関する事業認定の理由について

- 第 1 起業者の名称 群馬県
- 第 2 事業の種類 一般国道 401号 改築工事（群馬県利根郡片品村大字土出地内）及びこれに伴う附帯工事
- 第 3 起業地
- 1 収用の部分 群馬県利根郡片品村大字土出
字桐木平及び字千坂地内
- 2 使用の部分 群馬県利根郡片品村大字土出
字千坂地内
- 第 4 事業の認定をした理由
平成15年9月24日に群馬県から申請のあった
一般国道 401号 改築工事（群馬県利根郡片

品 村 大 字 土 出 地 内) 及 び こ れ に 伴 う 附 帯 工 事 業
(以 下 「 本 件 事 業 」 と い う 。) に 関 す る 事 業
認 定 の 理 由 は 、 以 下 の と お り で あ る 。
1 土 地 収 用 法 第 20 条 第 1 号 の 要 件 へ の 適 合 性
に つ い て
本 件 事 業 の う ち 、 一 般 国 道 401 号 改 築 工 事
(以 下 「 本 体 工 事 」 と い う 。) は 、 道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 3 条 第 2 号 に 掲 げ
る 一 般 国 道 に 関 す る 工 事 で あ り 、 土 地 収 用 法
第 3 条 第 1 号 に 掲 げ る 道 路 法 に よ る 道 路 に 関
す る 事 業 に 該 当 す る 。
ま た 、 本 体 工 事 の 一 部 で あ る 擁 壁 設 置 工 事
の た め に 一 時 的 に 必 要 と な る 用 地 の 掘 削 を 行

う 附 帯 工 事 に つ い て は 、 本 体 事 業 に 欠 く こ と
が で き な い も の で あ る こ と か ら 、 土 地 収 用 法
第 3 条 第 3 5 号 に 掲 げ る 事 業 に 該 当 す る 。

こ の た め 、 本 件 事 業 は 、 土 地 収 用 法 第 2 0 条
第 1 号 の 要 件 を 充 足 す る と 判 断 さ れ る 。

2 土 地 収 用 法 第 2 0 条 第 2 号 の 要 件 へ の 適 合 性
に つ い て

本 件 事 業 は 、 群 馬 県 利 根 郡 片 品 村 大 字 土 出
字 栃 坂 地 内 か ら 同 県 同 郡 同 村 大 字 戸 倉 字 後 山
地 内 ま で の 延 長 2 , 6 3 9 . 5 m の 区 間 (以 下 「 本
件 区 間 」 と い う 。) を 全 体 計 画 区 間 と す る 一
般 国 道 4 0 1 号 (以 下 「 本 路 線 」 と い う 。) の

改築工事である。

本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）（以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道でなかったことから、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、本路線は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けた一般国道ではないこと及び本件区間の存する区域が群馬県であることから群馬県が同法第13条の規定により本件区間の道路管理者となる

ので、群馬県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益について
本件事業は、本件区間に対応する現道の線形不良及び狭小な幅員を解消することにより、歩行者の安全な通行及び車両の円滑な交通の確保を図ることを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づき延長2,639.5mの2

車線のバイパスを建設する道路改築事業である。本件区間に対応する現道は、歩道が未整備であるうえ、最小幅員が5.5m（平均6.5m）と狭小であり、最大縦断勾配10.61パーセント、平面曲線半径が16.0mから18.0mのS字カーブ等道路構造令の規格を満たさない線形が悪箇所があり、大型車同士すれ違いが困難な状況にある。また、本件の積雪地帯であり、積雪時には交通確保のため除雪作業を実施しているが、除雪された道路幅員が確保されないと、歩行者の安全な通行及び車両の円滑な交通の確保が困難な状況となっている。

本件事業の施行により、自転車歩行者道
を備えた道路の有から、構造する2車線
及び幅員の円滑な交通が確保されるも
の。通行と認め

以上のようにより得
られる公共の利益は、相当程度存する
と認められる。

(2) 申請事業の施行により失われる利益につ
いて

本件事業は、一般国道の改築事業である
が、車線数が2車線であり、本件区間の延
長が2,639.5mであることから、環境影響

評価法（平成9年法律第81号）及び群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号）等に定める環境影響評価の対象事業となっていないが、起業者である群馬県が自動車走行による騒音、大気汚染、二酸化窒素及び振動について任意で検討したところ、環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく騒音、大気汚染及び二酸化窒素に係る環境基準の基準値を下回ること及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に定める道路交通振動に係る要請限度の範囲内となること等が認められる。また、本件区

間及びその周辺は、大部分が山地部であり、既存の住宅地を回避するルートが設定されており、さらに法面には可能な範囲で緑化を伴うコンクリート吹き付け工及びコンクリートのり砕工を実施し、自然環境及び景観への影響を最小限にとどめるよう考慮した施工をすることとしていることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

(3) 代替案の比較について

本件区間の改築ルートについては、本件事業のルートのほか、
現道拡幅・一部バイパス案

結果、本件事業のルートが最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業のルートは、代替案と比較して最も合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3 (1)で述べたように、本件区間に対応する現道の線形不良及び狭小な幅員を解消することにより、歩行者の安全な通行及び車両の円滑な交通の確保を図ることを目的とするものであり、できるだけ早期に交通の安全を確保する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本体工事により恒久的に設置される施設の用に供される範囲にとどめられており、使用の範囲についても本体工事の一部である擁壁の設置のために一時的に必要となる範囲にとどめられていゝる。よつて、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 収用し又は使用する公益上の必要性
以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用し又は使用する公益上の必要がある
と認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結 論

1 から 4 ま で に お い て 述 べ た よ う に 、 本 件 事 業 は 、 土 地 収 用 法 第 20 条 各 号 の 要 件 を 充 足 す る と 判 断 さ れ る 。

以 上 の 理 由 に よ り 、 本 件 事 業 に つ い て 、 土 地 収 用 法 第 20 条 の 規 定 に 基 づ き 、 事 業 の 認 定 を す る も の で あ る 。

第 5 土 地 収 用 法 第 26 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ
る 図 面 の 縦 覧 場 所 群 馬 県 利 根 郡 片 品 村 役 場